

学校いじめ防止基本方針

亀岡市立亀岡中学校

(令和7年4月改定)

1 はじめに

亀岡中学校では「人権を尊び、主体的に学び行動できる、心豊かな生徒の育成」を教育目標に掲げています。教職員自らが鋭い人権感覚を身につけ、「いじめは絶対に許さない」という強い信念で、いかなる場合も毅然とした指導を行います。

いじめは、生徒の心身の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえも失いかねない極めて重大な問題であり、決して許されない行為です。生徒の身近にいる一人一人の教職員が改めていじめの問題の重大性を認識し「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という考えのもとで、いじめの兆候をいち早く把握し、早期発見・早期対応に取り組みます。

児童一人一人の人権を守るため、亀岡市、学校、保護者、関係諸機関と連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定に基づき、いじめの未然防止、いじめの早期発見、指導と対応及びいじめへの対処等を実効的に対策を推進するため、亀岡市立亀岡中学校いじめ防止基本方針を策定します。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

「いじめ防止対策推進法」ではいじめ防止等の対策のための組織について下記の通りに記されています。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校では校長、教頭、教育相談主任、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによって構成される、「いじめ防止対策推進委員会」を組織します。ケースによっては教育相談部、学年生徒指導部も組織に入り、いじめの未然防止や早期発見、早期対応につなげていきます。日頃の自校の教育活動の企画運営に関わる「運営委員会」や生徒指導上の諸問題に対応するための「生徒指導部会」及び「教育相談部会」等、既存の組織も柔軟に活用します。必要に応じて、関係諸機関との連携を図ることや、心理や福祉などの専門家に参加を求めることもあります。

いじめ防止対策推進委員会では下記のことを行います。

- ①いじめ防止対策推進委員会を月1回開催し、いじめ防止の具体策や生徒の状況についての検討及び交流（緊急に必要がある場合はこの限りではありません）。
- ②いじめの疑いや生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有。
- ③いじめの疑いに関わる情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び、保護者、関係機関、専門機関との連携等対策方針の決定。

3 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの指導と対応については、いじめられている生徒の立場に立って考える必要があります。近年のいじめ事象は、普段仲良くいっしょにいる生徒間で発生する例も多く、いじめの発見をより難しくしています。このような状況でも生徒の表情や様子を注意深く観察して、指導と対応を行わなければなりません。

法律では、インターネットを通じて行われるいじめについても言及しています。携帯電話やスマートフォン・パソコン等の情報機器を介して、特定の個人に対して誹謗中傷やSNS内での悪質な仲間外れ等事象が多く報告されています。一定の秘匿環境にある場所で行われるいじめであることから、保護者や関係機関との連携をより一層深める必要があると考えます。

4 いじめの態様

(1) いじめの種類

- | | |
|-------|--|
| 心理的苦痛 | ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
・ 仲間外れ、集団による無視をされる。
・ 携帯電話・スマートフォン、パソコン等の情報機器で誹謗中傷やいやなことをされる。 |
| 物理的苦痛 | ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・ 金品を強要される。 |
| 暴力的苦痛 | ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 |
| その他 | ※いじめの態様としては、心理的苦痛を与えるものが最も多く報告されています。
※いじめ事象では、上記のような態様が重複しているものがあります。 |

(2) いじめ行為に発展する例

ア 人間関係のトラブル

生徒の学校生活は、考え方の違いをはじめとする様々な理由から対立関係ができてやすい状況があります。学校は、そういった対立などを解決していくことで、他者を認めることを学んでいく場でもあります。しかし、中にはうまく解決することができず、いじめに発展するケースもあります。

イ 遊びや面白半分

遊びや面白半分の行為の中からいじめに発展するケースが大変多くあります。はじめは、遊びであったものがエスカレートして、集団で1人をからかったり、仲間外れにするといったものです。このようないじめは、同一のグループ内で発生することが多く、加害者側にいじめている感覚が薄いことと被害者側にもいじめられている感覚が薄いことが特徴です。よって、当事者の中から訴えが出にくい場合があることが問題です。楽しく遊んでいるように見えても、その中にいじめが内在しているかもしれないという視点をもって観察することが必要です。

ウ 暴力的・計画的ないじめ

直接暴力的な行為が行われたり、恐喝などの物理的な苦痛を与えるいじめは、教職員や保護者に分からないように行われることが多くあります。また、計画的に継続していじめが行われることもあります。

こういったケースでは、いじめられている生徒が恐怖を感じていたり、いじめられている生徒から口止めされていることがあり、被害が深刻になるまでいじめが判明しないことが多くあります。学校は、このようなケースがいつ起こるかもしれないと考え、日常的に生徒の様子を観察し、その変化をいち早く発見できるようにしなければなりません。また、こういったケースは、単なるいじめ事象ではなく、犯罪や非行行為と捉え、警察等の関係機関と連携をとる必要があります。

5 いじめの未然防止及び指導と対応に関する考え方

(1) いじめの防止

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という考えをもとに、いじめが発生してからではなく、発生する前に指導を行うことを心掛ける必要があります。人権教育や道徳教育を通して個人を尊重する態度や自他の命を大切にする指導を行い、互いを尊重する心豊かな生徒を育成し、いじめを生み出さない学校を目指します。主ないじめ防止対策として次のような活動や取組を積極的に行います。

ア 日常的に教職員が「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示します。

イ 人権教育、道徳教育を計画的に行い、心豊かな児童生徒を育成します。

ウ 教育相談体制を強化し、面談等を定期的の実施します。

エ 生徒会活動を活性化し、生徒がいじめ解消に取り組む環境を整備します。

オ 生徒に自己有用感や達成感を味わわせる取組を実施します。

カ 教職員が鋭い人権感覚を身に付け、指導力を高める研修を実施します。

キ 学校と地域社会、家庭が児童生徒に対していじめ防止の啓発を実施します。

ク いじめに介在する問題行動、非行等の内容を取り上げ、親子が一緒に考える機会を作ります。

ケ 携帯電話・スマートフォン・パソコン等の情報機器の使用に関して、家庭でのルール作りを推奨します。

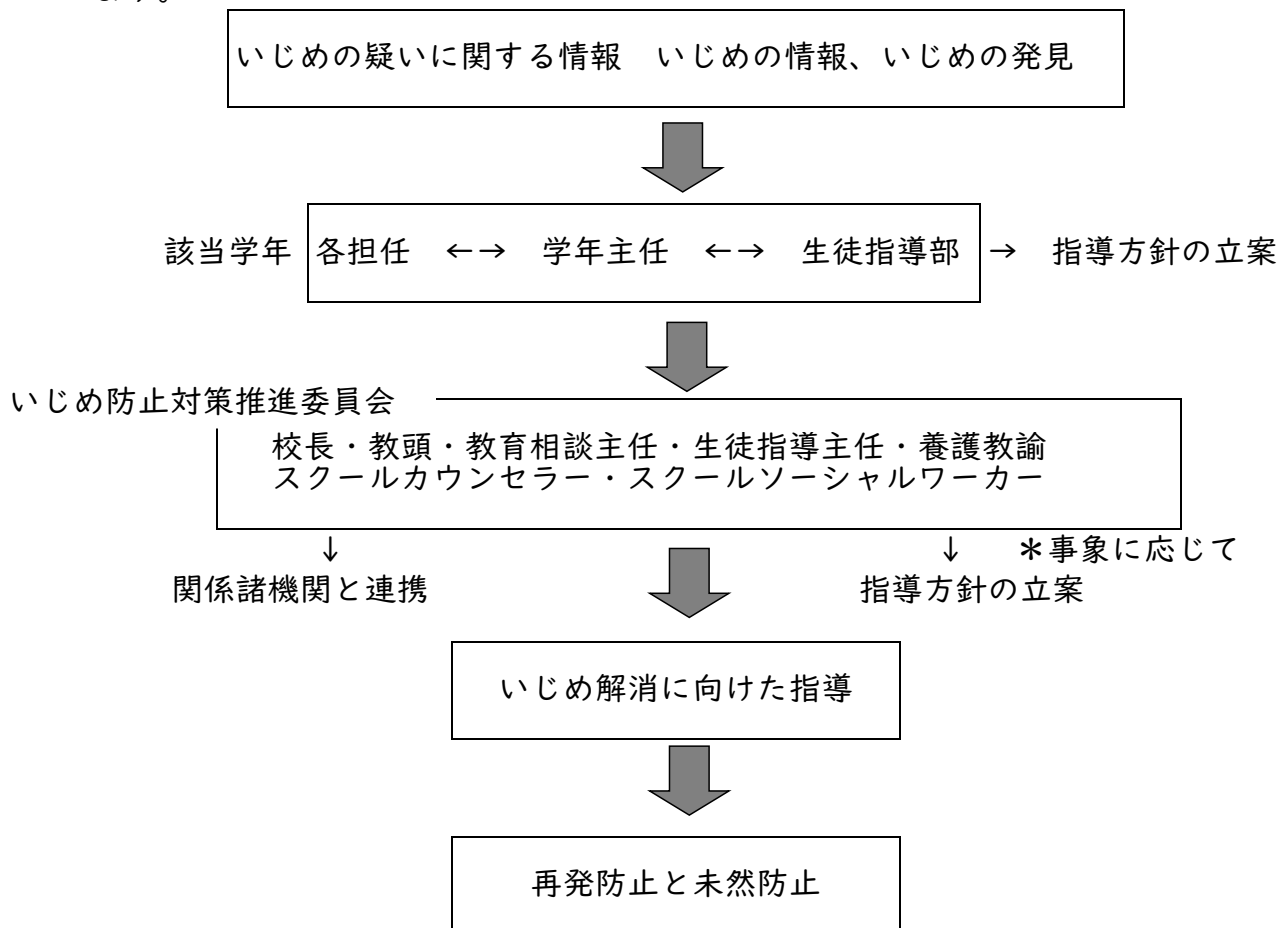
コ 教職員がいじめを発見しようとする姿勢で生徒との日常のコミュニケーションを大切にします。

(2) 早期発見

いじめの早期発見は、いじめ事象の指導を行うに当たってたいへん重要です。しかし、学年が上がるにつれ潜在化し、表面に現れにくくなります。学校は、早期発見に向けて積極的に取組を進めます。

- ア 教職員一人一人の違った視点と豊かな感性で生徒を観察します。
- イ 時間を確保し、生徒と共有できる空間と時間の確保に努めます。
- ウ 生徒の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを観察し、生徒のサインを見落とさないようにします。
- エ 担任を中心に、個人ノートや連絡帳等を活用して生徒理解に努めます。
- オ 定期的に二者面談やアンケート調査を行い、速かな対応を行い早期解消に努めます。

上記ア～エの手立ての中で、いじめの事実及びいじめに発展する可能性が感じられる事象が発見された場合には、次のような連携体制を基本として指導方針を立てます。



(3) 家庭や地域との緊密な連携による情報共有

- ア 気になることは丁寧に早い段階で家庭連絡を行うとともに、家庭からの情報を得やすいように、家庭と緊密な連携を図ります。
- イ 地域で生徒のトラブルやいじめ又はその疑いのある状況を発見した場合は学校にすぐに情報提供してもらえるように、日頃から地域との連携の深化に努めます。

(4) いじめられている生徒への指導

いじめの事実が判明した時には、教職員はいかなる場合でもいじめられている生徒の側に立った指導を行わなければなりません。教職員は、いじめられている生徒やいじめ情報を大人に報告した児童生徒に対して、徹底的に守るという姿勢を明確に示し、迅速で丁寧な指導を実施します。

《基本的な姿勢》

- ア いじめられている生徒の立場に立ちます。
- イ いじめの状況を把握し、いじめられている生徒の安全確保を最優先します。
- ウ 緊密な家庭連携により生徒をしっかり見守ります。
- エ いじめが解消した後も、いじめの再発防止のために、組織的な観察を継続します。
- オ カウンセリングマインドをもって、時間をかけていじめられている生徒のペースに合わせて事実確認を行います。
- カ いじめられている生徒の思いをしっかり受け止め、指導と対応を充実させます。

(5) いじめている生徒への指導

いじめの指導を行う際に「いじめられている側にも問題がある」というような考えで指導にあたってはなりません。なぜなら、いかなる原因があろうとも、その原因をもとに、人をいじめてもよいという理由にはならないからです。

この考えのもと、いじめている生徒に対しては厳しく適切な指導を行う必要があります。

- ア いじめを止めさせ、いじめられている生徒の安全を確保します。
- イ いじめの事実を正確に示し、自分の行為がいじめであることを正しく認識させます。
- ウ いじめは、決して許すことができない問題であることを厳しく理解させます。
- エ いじめは、いかなる理由があっても認められないことを指導します。
- オ いじめている生徒にいじめに対する責任の取り方を考えさせます。
- カ 自らの学校生活や友達関係の在り方を反省させ、今後の自分の行動について考えさせます。
- キ いじめている生徒の内面を深く掘り下げ、なぜいじめを行ったのか、当該生徒が抱えている問題を聞きだし心の成長を促します。

(6) 保護者連携

学校でのいじめ問題に対する指導と対応の方針や計画については、日頃から積極的に情報発信を行い、保護者の理解と協力を求めるよう努めます。また、いじめが発生した場合には、以下の点に注意して指導と対応を進めます。

- ア いじめの事実が把握できた段階から、適切に保護者連携を行い、学校の指導と対応について説明します。
- イ 迅速で丁寧な連携に心掛け、不安や悩みを軽減できるよう努めます。
- ウ いじめられた生徒といじめた生徒双方の保護者の気持ちに配慮しながら指導と対応を進めます。
- エ いじめられた生徒の保護者の心痛の解消に努めます。

(7) 学級への指導

いじめ事象の指導は、いじめている生徒を厳しく適切に指導することはもちろんですが、それだけでは不十分だと考えます。いじめ事象が発生した際に、周囲でその行為を助長した者（観衆）やいじめが起こっているのに傍観していた者についても同様に指導を行わなければ第2第3のいじめ事象に繋がりがねないからです。

<基本的な姿勢>

- ・全ての生徒に、いじめは絶対に許すことのできないことを厳しく適切に指導します。
- ・観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同様であることを理解させます。
- ・いじめをなくす活動を、生徒が自ら取り組むように指導します。
- ・いじめを抑止する学級集団づくりに努めます。

○観衆（いじめを助長する存在）

- A いじめがおもしろいと思っている。
- B いじめられている生徒への不快感を持っている。
- C 自分も仲間外れにされるのではないかと怖がっている。

○傍観者（いじめを支持する存在）

- A 無関心な生徒
 - ・人間関係や人との関わりに無関心で、自分の関心があるものにしか気が向かない。
 - ・周りでひどいことが行われていても、関わらず勝手なことをする。
- B 葛藤している生徒
 - ・正義感があるが、いじめを抑止する勇気がない。
 - ・次は自分かもしれないという不安を抱えている。

<指導上の注意点>

- ・いじめを助長したり、抑えたりするのは、周りにいる人たちの態度によるところが大きいことを理解させます。
- ・観衆や傍観者も加害者と同様であることを自覚させます。
- ・全校集会や学年集会、学級指導等のいろいろな指導の機会を設定して、いじめられている生徒にも問題があるという考えは許されないということや、いけないことをいけないと言えることの大切さを徹底して指導します。
- ・当事者を傷付けないよう配慮しながら、実際にあった具体的な事例をもとに指導します。
- ・いじめられている側の子の心の痛みや苦しみを理解させます。
- ・いじめを止められなかった自分たちの行動について考えさせます。
- ・相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導を工夫改善します。
- ・生徒会活動を通して、命を大切にする指導など心の教育を徹底させます。

(8) 地域や関係機関との連携

いじめは、誰にでも、どの学校にも起こり得る問題です。また、自分や自分の関係者が加害者にも被害者にもなるかもしれないことも理解しなければなりません。

学校は、いじめの指導と対応の方針や計画について、積極的に情報発信に努めます。また、いじめの防止等の取組について、PTAや地域の方々の協力を願いたいと考えています。

ア P T Aや地域の方々とは、様々な機会に意見や情報の交流を図れるようにします。また、いじめ問題に対する指導と対応の方針や計画については、積極的な情報発信に努めます。

イ 学校だけで解決することが困難な状況が起こった場合には、警察や家庭支援総合センターなどの関係機関との連携も積極的に行い、早期の解決を目指します。

6 警察等関係機関との連携

平成24年11月2日付初等中等教育局長通知「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」において、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること、また、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であると周知されました。また、平成25年5月16日付初等中等教育局長通知「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」では、どのようなケースがどんな犯罪行為に該当するかが示されました。これを受けて学校は、いじめ事象の発生時に関係機関との連携を図ることが必要になり、教育委員会との連携を含め、亀岡警察署や京都府家庭支援総合センターなどの関係機関と早期に連携して対応にあたります。

また平成30年3月9日に「亀岡市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に関する協定書」が締結されました。その内容を遵守し、一層のいじめ防止に向けた取組の充実を図ります。

※<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/uploaded/attachment/16747.pdf>（協定書条文）

7 校内研修について

- (1) 本校では教職員の年間研修計画を策定し、いじめ問題の認識や指導力を高める研修を充実させます。
- (2) 事例研究を行い、子どもからの訴えを見逃さないような視点の持ち方を研修します。
- (3) スクールカウンセラーの協力を得ながら、カウンセリングマインドを持った生徒指導の研修を行い、より相談体制の強化を図ります。
- (4) 生徒理解を深める研修を行い、学級経営に役立てます。

8 具体的な計画・取り組み

- (1) 6月、11月に相談週間として、担任と二者面談を行います。学習・生活・部活動・友人関係などについて生徒と話をします。
- (2) 学級活動や部活動において、集団としてのあり方や仲間としてのあり方について考えを深める取組をします。
- (3) 体育祭・文化祭などの行事を通して、集団の和を深めて、一人ひとりの個性を理解できる学級を目指します。